

働きやすい職場めぐり

年度始めにあたり、各職場では学校長より「勤務時間」や「休憩時間」の明示は行われましたか。まだ行われていない職場は、管理職に明示を要求しましょう。私たちの労働条件を守り、働きやすい職場づくりには「勤務時間」や「休憩時間」が法令どおりに運用されることが最も重要です。



トイレの時間やお茶を飲む時間は休憩時間に含む？

とんでもありません。

労働基準法第34条

「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少くとも45分（中略）の休憩時間を労働時間の途

中に与えなければならない。前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。（後略）

使用者は、第 項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

これに基づき、大阪府や市町村教育委員会は、「府勤務条例」・「市（町村）

立府費負担教職員勤務規則」を定めています。

この規定は、「休憩時間

がいつさいの労働から解放される（勤務場所を離れてもよい）時間であり、勤務時間に含まれず、給与の支払いを受けない時間である」ことに由来します。

トイレに行く時間やお茶を飲む時間は、勤務場所を自由に離れることはできないので、休憩時間にカウントされません。

（時間）年休チェックポイント

年休の申請は本人が行うものです。時間休の1届出において時間を3回まで分割して取得することができます。

- ・朝40分+夕20分で1時間休
 - ・朝20分+途中20分+夕20分で1時間休
- 時間休と休憩時間を連続して取得することができます。

【例】休憩時間が 15:30~16:15の45分間と明示され、17時に勤務終了の場合

1時間休 15:15に退勤できます。

(内訳) 15:15~15:30 (時間休)

15:30~16:15 休憩

16:15~17:00 (時間休)

を合計して1時間とカウント

明示されている休憩時間は職場により違います。各職場の休憩時間をご確認下さい

『これって、損なんじゃない？』

全国の仲間がいるから
できる助け合い

月々わずか600円

全教共済の
総合共済

【お祝い給付】

- 結婚したとき 1万円
- 出産したとき 5千円
- 結婚記念日に 2万円

独身の方に（加入10年以上等の条件有）2万円

【お見舞い給付】

- 本人が亡くなった時 10万円 + 掛金全額
- 配偶者が亡くなったとき 3万円
- 子どもが亡くなったとき 2万円
- 親が亡くなったとき 1万円
- 病気療養見舞金 1万円
- 火災見舞金 最高10万円
- 自然災害見舞金（全壊、流失）10万円
- 救助法適用見舞金 5千円

退職時に全額返金されます (例) 600円 × 12ヶ月 × 30年 = 216000円

若い先生ほどお得

組合に加入して「評価・育成システム」をなくそう！